

議案第48号

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について

次のとおり国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

(特別徴収金の徴収)

第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

- (1) 当該土地を目的外用途（法第90条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下同じ。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした

場合

(2) 略

2 略

(特別徴収金の徴収)

第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

- (1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（政令附則第5項に規定する場合にあつては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合

(2) 略

2 略

| | |
|--|---|
| <p>3 国営事業の施行に係る地域内にある土地が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、特別徴収金を徴収しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>土地改良法施行令</u>（昭和24年政令第295号。以下「<u>政令</u>」という。）<u>第53条の9</u>に規定する場合</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>国営東伯土地改良事業</p> <p>国営弓浜半島土地改良事業</p> | <p>3 国営事業の施行に係る地域内にある土地が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、特別徴収金を徴収しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>政令第53条の9</u>に規定する場合</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>国営東伯土地改良事業</p> |
|--|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。